

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 国土調査としての指定……………
……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…
- 都市計画事業の認可……………
……（都市整備局都市基盤部交通企画課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 知事指定薬物の指定……………
……（保健医療局健康安全部薬務課）…

告示

●東京都告示第千八百二十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和八年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 国土調査指定年月日 令和八年九月二日

- 二 調査を行う者の名称 品川区
- 三 調査地域 品川区西大井二丁目的一部
品川区東五反田三丁目
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 四 調査期間

●東京都告示第千八百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 小田急電鉄株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業第二十六号
新宿駅西口駐車場
令和八年十月二十七日から令和十二年三月三十一日まで
- 三 事業施行期間
- 四 事業地 収用の部分
なし
使用の部分
新宿区西新宿一丁目地内

●東京都告示第千八百四十四号

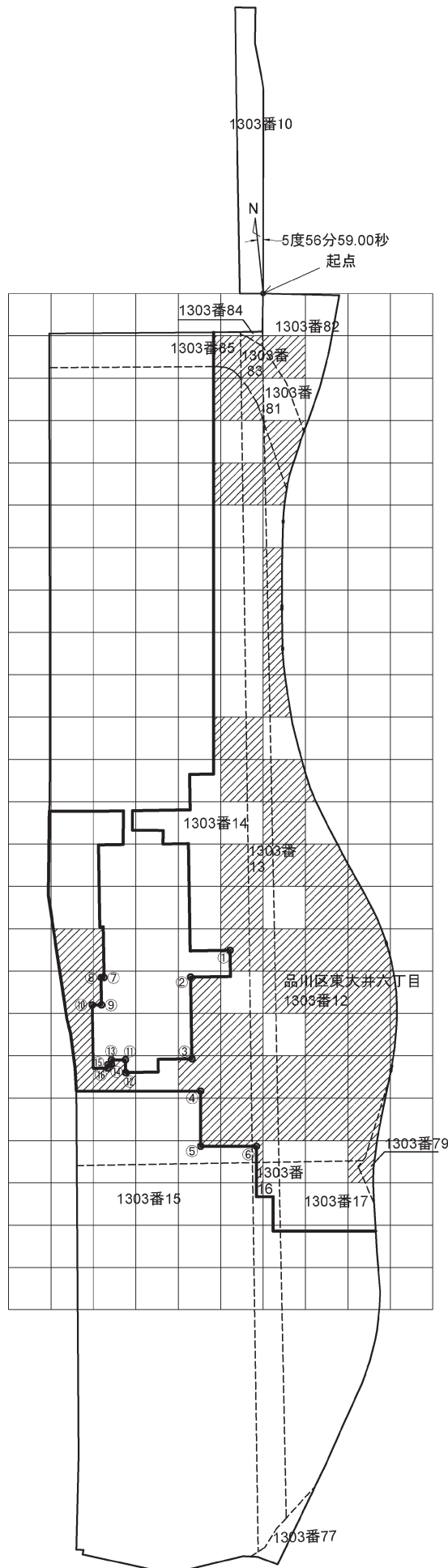
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東大井六丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



点名	X座標	Y座標
①	-44109.576	-8903.334
②	-44114.922	-8913.249
③	-44134.113	-8914.946
④	-44141.915	-8913.670
⑤	-44154.890	-8915.023
⑥	-44156.249	-8901.979
⑦	-44112.896	-8933.570
⑧	-44112.838	-8934.230
⑨	-44119.259	-8934.842
⑩	-44119.069	-8936.990
⑪	-44132.726	-8930.563
⑫	-44135.718	-8930.828
⑬	-44132.437	-8933.825
⑭	-44133.435	-8933.938
⑮	-44133.435	-8934.818
⑯	-44134.272	-8934.892

※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】	
	敷地境界
	調査対象地
	単位区画
	筆境界
	形質変更時要届出区域

【起点】
起点は、品川区東大井六丁目1303番82の最北端とする。

【格子の回転角度(5度56分59.00秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第二項の規定により、令和八年東京都告示第六百五十号及
び令和八年東京都告示第七百三十一号により指定した区域
の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用す
る同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

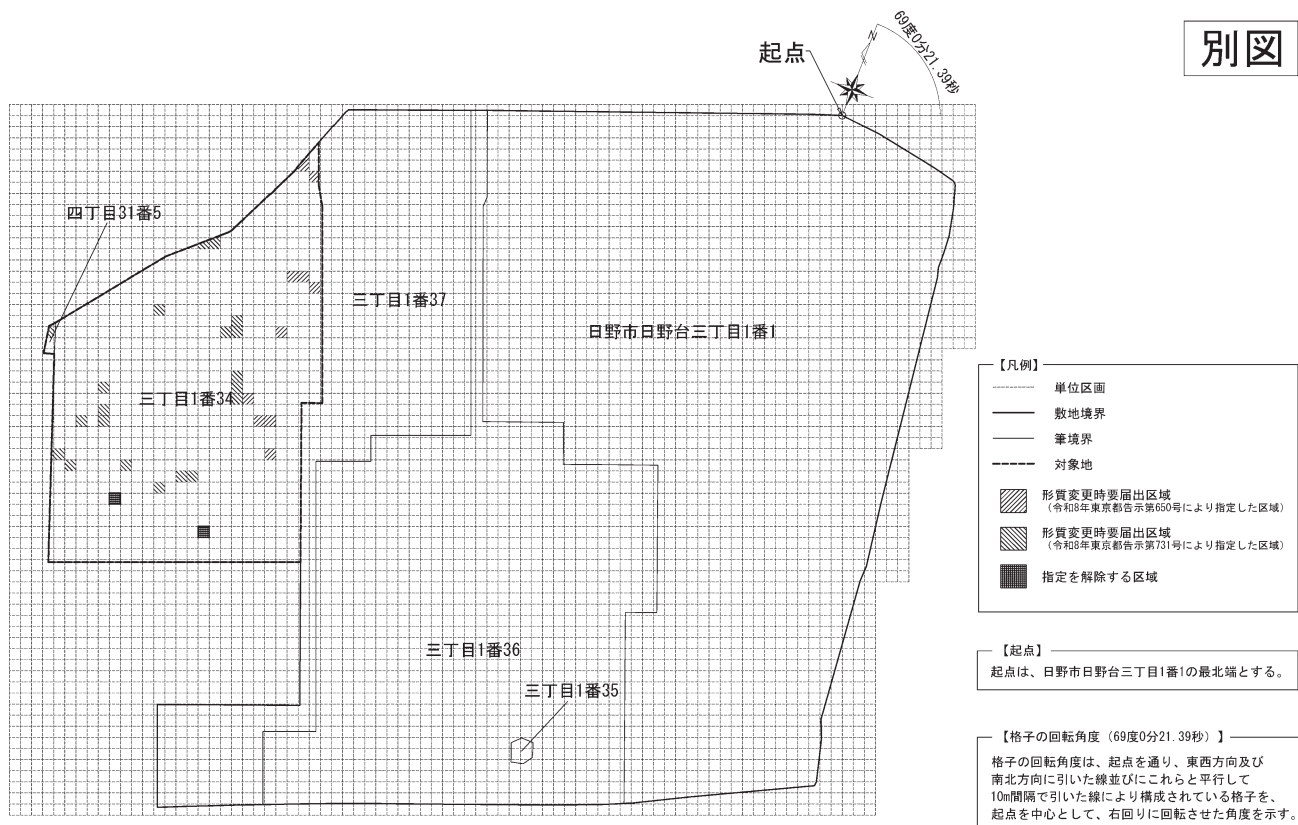
一 指定を解除する区域 別図のとおり（日野市日野台三
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合
物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千八十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和八年十月二十八日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N-エチル-2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)-N-メチルエタン-1-アミン及びその塩類	5-MeO-MET
(2)	N-エチル-2-{5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類	N-Desethyl-protonitazene
(3)	(1 α H, 5 α H)-トロパン-3 α -イル 2-フルオロベンゾエート及びその塩類	2-F-tropacaine

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

